

「消費生活協同組合に対する検査の実施について」 新旧対照表

改 正 後

別 添

消費生活協同組合検査項目

検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等	
第 1 組織・管理	2 基本的事項	(1) 登記は適正に行われているか。	法 7, 第 7 章	○登記しなければならない事項は登記されているか。 ○変更登記等は定められた期限内に行われているか。 <u>(削除)</u>	定款、登記事項証明書等
	(2) 組合が特定の政党のために利用されていないか。	法 2 社生 77 社援地 8	○組合の機関において、特定の政党又は候補者(以下「特定の政党等」と総称する。)の支援を決定していないか。 ○組合の機関紙等により特定の政党等への推薦等が行われていないか。 ○組合が管理する施設において、特定の政党等のポスター等を掲示していないか。 ○特定の政党等の選挙運動のため、組合が管理する施設や車両等を提供していないか。 ○特定の政党等を直接支援することを目的とする組織に、組合として参画 <u>(金銭の支出を含む)</u> していないか。	施設内掲示板、組合機関紙等	

現 行

別 添

消費生活協同組合検査項目

検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等	
第 1 組織・管理	2 基本的事項	(1) 登記は適正に行われているか。	法 7, 第 7 章	○登記しなければならない事項は登記されているか。 ○変更登記等は定められた期限内に行われているか。 <u>○従たる事務所を設けている場合、必要とされる登記は行われているか。</u>	定款、登記事項証明書等
	(2) 組合が特定の政党のために利用されていないか。	法 2 社生 77 社援地 8	○組合の機関において、特定の政党又は候補者(以下「特定の政党等」と総称する。)の支援を決定していないか。 ○組合の機関紙等により特定の政党等への推薦等が行われていないか。 ○組合が管理する施設において、特定の政党等のポスター等を掲示していないか。 ○特定の政党等の選挙運動のため、組合が管理する施設や車両等を提供していないか。 ○特定の政党等を直接支援することを目的とする組織に、組合として参画していないか。	施設内掲示板、組合機関紙等	

改 正 後					現 行				
検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等	検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等
	(3) 組合員に対する情報開示は適切行われているか。	法 25 の 2, 26 の 5, 30 の 7, 31 の 9, 45, 49, 53 の 2 規則 209 定 36, 75, 78 <u>社 援 協 発 1227 第 2</u>	○主たる事務所には次の書類を備え置いているか。 ・定款 ・規約 ・理事会議事録等 ・総（代）会議事録 ・組合員名簿 ・決算関係書類等（監査報告及び会計監査報告を含む。） ・出資一口の金額の減少を議決したときの財産目録及び貸借対照表 <u>(削除)</u> ※上記の書類のうち、電磁的記録をもって作成されている場合はこの限りではない。 ○共済事業を行う組合は、業務及び財産の状況に関する次の事項を記載した説明書類を作成の上、公衆の縦覧に供しているか。<u>また、組合員以外も利用できるホームページ等に掲載しているか。</u> ・組合の概況及び組織に関する事項 ・組合の主要な業務の内容 ・組合の業務の運営に関する事項 等 略	組合員に対する情報開示基準等		(3) 組合員に対する情報開示は適切に行われているか。	法 25 の 2, 26 の 5, 30 の 7, 31 の 9, 45, 49, 53 の 2 規則 209 定 36, 75, 78 <u>(新設)</u>	○主たる事務所には次の書類を備え置いているか。 ・定款 ・規約 ・理事会議事録等 ・総（代）会議事録 ・組合員名簿 ・決算関係書類等（監査報告及び会計監査報告を含む。） ・出資一口の金額の減少を議決したときの財産目録及び貸借対照表 <u>○従たる事務所に次の書類を備え置いているか。</u> ・定款 ・規約 ・理事会議事録等の写し ・総（代）会議事録の写し ・決算関係書類等（監査報告及び会計監査報告を含む。）の写し ※上記の書類のうち、電磁的記録をもって作成されている場合はこの限りではない。 ○共済事業を行う組合は、業務及び財産の状況に関する次の事項を記載した説明書類を作成の上、公衆の縦覧に供しているか。 ・組合の概況及び組織に関する事項 ・組合の主要な業務の内容 ・組合の業務の運営に関する事項等 略	組合員に対する情報開示基準等

改 正 後					現 行				
検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等	検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等
6 監査	(1) 監事監査が適正に行われているか。	法 30 の 3, 31 の 9 規則 第 4 章 第 6 節 定 37, 49	○監事監査は、監査計画を策定するなど、定款、監事監査規則等に従い、計画的に行われているか。 ○監事は、理事が総（代）会に提出しようとする議案等について調査しているか。 ○子会社等についても必要に応じ監査が実施されているか。	監事監査規則、監事監査報告、理事会議事録、総（代）会議案書等	6 監査	(1) 監事監査が適正に行われているか。	法 30 の 3, 31 の 9 規則 第 4 章 第 6 節 定 37, 49	○監事監査は、監査計画を策定するなど、定款、監事監査規則等に従い、計画的に行われているか。 ○監事は、理事が総（代）会に提出しようとする議案等について調査しているか。 ○ <u>従たる事務所等についても監査が実施されているか。</u> また、子会社等についても必要に応じ監査が実施されているか。	監事監査規則、監事監査報告、理事会議事録、総（代）会議案書等
	(2) 会計監査人監査が適正に行われているか。	法 31 の <u>10, 31 の 11</u> 政令 11 規則 第 4 章 第 6 節第 3 款	略 ○共済事業を行う組合のうち、次の組合は会計監査人の選任を総（代）会の決議によって行っているか。 ・負債総額 2 0 0 億円超の組合 ・連合会 ○会計監査人により、次の法令で定める事項について監査報告が作成されているか。 ○特定理事及び特定監事に対し通知が行われているか。 ・会計監査人の監査方法及び内容 ・決算関係書類及び附属明細書への意見 ・連結決算関係書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書）への意見等（規則第 136 条及び第 139 条参照） ○会計監査報告は、通常総（代）会に報告されているか。			(2) 会計監査人監査が適正に行われているか。	法 31 の <u>9, 31 の 10</u> 政令 11 規則 第 4 章 第 6 節第 3 款	略 ○共済事業を行う組合のうち、次の組合は会計監査人の選任を総（代）会の決議によって行っているか。 ・負債総額 2 0 0 億円超の組合 ・連合会 ○会計監査人により、次の法令で定める事項について監査報告が作成されているか。 ○特定理事及び特定監事に対し通知が行われているか。 ・会計監査人の監査方法及び内容 ・決算関係書類及び附属明細書への意見・連結決算関係書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書）への意見等（規則第 136 条参照） ○会計監査報告は、通常総（代）会に報告されているか。	

改 正 後					現 行				
検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等	検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等
7 総 代 及 び 総 (代) 会	(1)略 (2) 総（代）会は適正に行われているか。	法 34, 35, 36, 37, 38, 41 規則 155 定 45, 46, 47, 48, 52, 55 <u>社 援 協 発 1227 第 2</u>	○通常総（代）会の招集は定款の規定に従い、行われているか。 ○総（代）会の招集通知には、法令で定められた次の事項が記載されているか。 ・総（代）会の日時・場所 ・総（代）会の目的である事項があるときは当該事項等 ○理事会の承認を受けた議案書（決算関係書類等）は、総（代）会の会日の 10 日前までに組合員（総代）に対し送付されているか。 ○総（代）会の招集が書面出席等を前提とした手続になっていないか。 ○総（代）会は成立要件を満たした上で開催されているか。 ○議長は、総（代）会に出席した組合員（総代）のうちから、その都度選任されているか。 <u>○役員や総代等がすべてインターネット等の手段を用いて出席する方法となっていないか。</u>	総（代）会招集通知書、書面出席用紙、代理権を証する書面、総（代）会議案書、総（代）会議事録等	7 総 代 及 び 総 (代) 会	(1)略 (2) 総（代）会は適正に行われているか。	法 34, 35, 36, 37, 38, 41 規則 155 定 45, 46, 47, 48, 52, 55 <u>（新設）</u>	○通常総（代）会の招集は定款の規定に従い、行われているか。 ○総（代）会の招集通知には、法令で定められた次の事項が記載されているか。 ・総（代）会の日時・場所 ・総（代）会の目的である事項があるときは当該事項等 ○理事会の承認を受けた議案書（決算関係書類等）は、総（代）会の会日の 10 日前までに組合員（総代）に対し送付されているか。 ○総（代）会の招集が書面出席等を前提とした手続になっていないか。 ○総（代）会は成立要件を満たした上で開催されているか。 ○議長は、総（代）会に出席した組合員（総代）のうちから、その都度選任されているか。 <u>（新設）</u>	総（代）会招集通知書、書面出席用紙、代理権を証する書面、総（代）会議案書、総（代）会議事録等

改 正 後					現 行				
検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等	検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等
第 2 組合事業					第 2 組合事業				
1 基本的事項	(1), (2)略 (3) 員外利用に関し、適切に対応しているか。	法 12 規則 6, 7, 8, 9, 10, 11 社援 580	○ 員外利用防止の対策は講じられているか。 ○ 法令で定める場合以外で、組合員以外の者に事業を利用させていないか。 ○ 法令により員外利用が認められる場合、許可が必要なものについては、 <u>申請が行われているか。また、その定められた利用分量が遵守されているか。</u>	店内表示、員外利用許可書、員外の利用分量確認資料、共済事業における実施細則等	1 基本的事項	(1), (2)略 (3) 員外利用に関し、適切に対応しているか。	法 12 規則 6, 7, 8, 9, 10, 11 社援 580	○ 員外利用防止の対策は講じられているか。 ○ 法令で定める場合以外で、組合員以外の者に事業を利用させていないか。 ○ 法令により員外利用が認められる場合、その定められた利用分量が遵守されているか。	店内表示、員外利用許可書、員外の利用分量確認資料、共済事業における実施細則等

改 正 後					現 行				
検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等	検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等
第 3 会計等					第 3 会計等				
	1 会計処理体制の状況	法 32, 51 の 3 規則 66, 第 4 章第 8 節 社 援 地 0328002	○規則には、会計責任者や出納責任者等の会計処理に係る責任者を定めているか。 ○規則には、勘定科目や会計帳簿など会計処理のために必要な事項について定めているか。	経 理 事 務 取 扱 規 則		1 会計処理体制の状況	法 32, 51 の 3 規則 66, 第 4 章第 8 節 社 援 地 0328002	○規則には、会計責任者や出納責任者等の会計処理に係る責任者を定めているか。 ○規則には、勘定科目や会計帳簿など会計処理のために必要な事項について定めているか。	経 理 事 務 取 扱 規 則
	(2) 会計処理の体制は適切か。		○適正な会計処理を行う体制が整備されているか。 ・契約に関する事務処理 ・現金・預金等に関する事務処理 ・記帳に関する事務処理 ○ <u>出納業務</u> についての内部牽制機能が確立されているか。	経 理 事 務 取 扱 規 則、組 織 図、事務分担表、契約に関する規程、契約書、決裁書等		(2) 会計処理の体制は適切か。		○適正な会計処理を行う体制が整備されているか。 ・契約に関する事務処理 ・現金・預金等に関する事務処理 ・記帳に関する事務処理 ○ <u>契約担当と出納担当</u> の内部牽制機能が確立されているか。	経 理 事 務 取 扱 規 則、組 織 図、事務分担表、契約に関する規程、契約書、決裁書等
第 3 会計等					第 3 会計等				
	(3) 監事の財産の状況に関する監査は適切に行われているか。(第 1 の 6 「監査」参照)	法 30 の 3, 31 の 9 規則 第 4 章第 6 節 定 37, 49	○決算関係書類等の記載内容や金額について、帳簿又は勘定科目の明細表等と照合し、その整合性を確認しているか。 ○資産及び負債の残高について、実査や通帳等との照合などにより確認しているか。 ・現金・預金等 ・債権、債務及び出資金 ・商品 ・固定資産 等	監 事 監 査 規 則、監事監査報告等		(3) 監事の財産の状況に関する監査は適切に行われているか。(第 1 の 6 「監査」参照)	法 30 の 3, 31 の 9 規則 第 4 章第 6 節 定 37, 49	○決算関係書類等の記載内容や金額について、帳簿又は勘定科目の明細表等と照合し、その整合性を確認しているか。 ○資産及び負債の残高について、実査や通帳等との照合などにより確認しているか。 ・現金・預金等 ・債権、債務及び出資金 ・商品 ・固定資産 等	監 事 監 査 規 則、監事監査報告等

改 正 後					現 行				
検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等	検 査 項 目	検 査 事 項	根拠規定等	チェックポイント	検査資料等
5 剰余金処分等	(5) 任意積立金の積立て等は適切に行われているか。	定 72 規則 101 社 援 地 発 0328002	○任意積立金のうち目的積立てを行う場合は、その目的や目標額の設定手続が適切に行われているか。また、その目的や目標額は適切か。 ○任意積立金の取崩しの手続は、適切に行われているか。 ・目的に沿った目的積立金の取崩しは、 <u>理事会等</u> の議決を経ているか。 ・目的外に転用する場合や別途積立金の取崩しを行う場合、総（代）会の議決（剰余金処分案による取崩し）を経ているか。	総（代）会議案書、総（代）会議事録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案等	5 剰余金処分等	(5) 任意積立金の積立て等は適切に行われているか。	定 72 規則 101 社 援 地 発 0328002	○任意積立金のうち目的積立てを行う場合は、その目的や目標額の設定手続が適切に行われているか。また、その目的や目標額は適切か。 ○任意積立金の取崩しの手続は、適切に行われているか。 ・目的に沿った目的積立金の取崩しは、 <u>理事会</u> の議決を経ているか。 ・目的外に転用する場合や別途積立金の取崩しを行う場合、総（代）会の議決（剰余金処分案による取崩し）を経ているか。	総（代）会議案書、総（代）会議事録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案等